

条 例 案 の 概 要

議案第 5 0 号 職員等の旅費に関する条例

1 内 容

国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の一部改正を踏まえ、職員等の旅費に関する条例の全部を改正するもの

【改正の概要】

(1) 旅費の支給対象の見直し

ア 出張の実態に応じて、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とする。

（第 2 条関係）

イ 旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払を可能とする。

（第 3 条関係）

(2) 旅費の種類と主な改正内容

ア 鉄道賃

国内の旅行における急行料金の支給について、現行の距離制限を廃止

鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする。

（第 9 条関係）

イ 船賃

船舶の利用に必要な費用を支給対象とする。

（第 1 0 条関係）

ウ 航空賃

航空機の利用に必要な費用を支給対象とする。

（第 1 1 条関係）

エ その他の交通費

国内の旅行における定額（37 円/km）での支給を廃止し、実費支給へ変更

(第 1 2 条関係)

オ 宿泊費

定額支給から旅行中の宿泊に要する費用の実費支給（上限額あり）へ変更

(第 1 3 条関係)

カ 包括宿泊費

【新設】パック旅行に要する費用を実費支給する。

(第 1 4 条関係)

キ 宿泊手当

従前の日当のうち、構成要素から昼食代・目的地内の交通費を除く。

夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費に充てる旅費として、宿泊を伴う旅行に支給する。

(第 1 5 条関係)

ク 渡航雑費

従来定額支給していた支度料を統合し、渡航に必要な最小限の必要経費について支給する。

(第 1 6 条関係)

ケ 死亡手当

外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用を支給する。

(第 1 7 条関係)

(3) 市費の適正な支出の確保

条例の規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して、旅費の返還を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設する。

(第 2 4 条関係)

(4) その他所要の規定の整備

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、施行日以降の旅行命令等について適用し、施行日前の規定による旅行命令等については従前の例による旨などを定める。

(3) 全部改正に伴う次に掲げる条例の引用条文等の一部改正

ア 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

イ 幸手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

ウ 幸手市固定資産評価審査委員会条例

エ 証人等の実費弁償に関する条例

オ 幸手市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例

カ 幸手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

キ 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第 5 1 号 幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度の拡充

職員の早出遅出勤務の対象となる子の範囲を拡大するもの

【現 行】 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子

(2) 小学校に就学している子（放課後児童健全育成事業を行う施設等に送迎する場合に限る。）

【改正後】 中学校就学の始期に達するまでの子

（第 8 条の 2 関係）

2 施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日

議案第 5 2 号 幸手市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）の一部改正に伴う引用条項の改正その他所要の改正

(1) 職務代行者に関する規定

「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」 → 「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」

（第 2 条関係）

(2) 地縁団体登録台帳に関する規定

「第 2 1 条第 2 項」 → 「第 1 8 条の 3 第 1 項」

（第 4 条関係）

(3) その他文言の整理

（第 1 1 条関係）

2 施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日

議案第 5 3 号 幸手市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）等の一部改正に伴う、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請に係る規定の整備

外国人住民について、在留カードと個人番号カードを一体化した「特定在留カード」及び特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した「特定特別永住者証明書」を利用した、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請を可能とするもの

（第 1 4 条関係）

2 施行期日

公布の日

議案第 5 4 号 幸手市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

1 内 容

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 2 3 年法律第 1 2 9 号）の一部改正に伴う所要の改正

次に掲げる条例において、法人の名称を改正するもの

「社会保険診療報酬支払基金」→「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」

(1) 幸手市子ども医療費支給に関する条例

(第 1 条中第 4 条関係)

(2) 幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

(第 2 条中第 7 条関係)

(3) 幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例

(第 3 条中第 8 条関係)

2 施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日